



(法安 11) F

平成 26 年 4 月 18 日

都道府県医師会

都市区医師会

医療安全担当理事 殿

日本医師会常任理事

高杉 敬



【重要】ゼプリオン水懸筋注シリンジの使用について

今般、統合失調症治療薬であるパリペリドンパルミチン酸エステル（販売名：ゼプリオン水懸筋注 25mg シリンジ、同 50mg シリンジ、同 75mg シリンジ、同 100mg シリンジ、同 150mg シリンジ）を使用後に死亡した症例（因果関係不明）が昨年 11 月の販売開始以来 21 件報告されました。

これを受けて厚生労働省医薬食品局安全対策課より、同剤について、「使用上の注意」に追記するとともに、別添のとおり安全性速報が発出された旨、本会宛て連絡がありました。

つきましては、下記の点に注意していただきますよう貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。

記

1. 急激な精神興奮等の治療や複数の抗精神病薬の併用を必要とするような不安定な患者には用いないこと。
2. 本剤及びリスペリドンの主活性代謝物はパリペリドンであり、リスペリドン持効性懸濁注射液（販売名：リスパダール コンスタ筋注用 25mg、37.5mg、50mg）から本剤への切替えにあたっては、過量投与にならないよう、用法・用量に注意すること。
3. パリペリドン又はリスペリドンでの治療経験がない場合には、まず、一定期間経口パリペリドン又は経口リスペリドンを投与し、症状が安定していることを確認した後、これら経口剤を併用せずに本剤の投与を開始すること。

【参考】厚生労働省報道発表資料

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000043861.html>

安全性速報

2014年4月
14-01号

ゼプリオン[®]水懸筋注 25mg, 50mg, 75mg, 100mg, 150mg シリンジの使用中の死亡症例について

2013年11月19日の販売開始より2014年4月16日までの間に、21例の死亡が報告されています（推定使用患者約10,900人）。

報告された死亡症例の死因に関する情報は不十分であり、現時点では本剤と死亡との因果関係は不明です。2014年4月4日から、「ゼプリオン[®]水懸筋注 25mg, 50mg, 75mg, 100mg, 150mg シリンジー適正使用についてのお願い」を配布して、本剤使用中に死亡が報告されていること、及びそれらの死亡症例の経過の概要について情報提供するとともに、適正使用についてのお願いをしていましたが、本剤のさらなる適正使用の徹底を図るべく使用上の注意を改訂することとしました。

本剤のご使用にあたっては、以下の事項に十分ご注意ください。

- 急激な精神興奮等の治療や複数の抗精神病薬の併用を必要とするような不安定な患者には使用しないでください。

持効性製剤は、精神症状の再発及び再燃の予防を目的とする製剤であり、一度投与すると直ちに薬物を体外に排除する方法がないため、本剤を投与する場合は、あらかじめ患者の身体状態を確認した上で投与の必要性を十分に検討し、副作用発現時の処置、過量投与等についても十分留意してください。

- 本剤及びリスペリドンの主活性代謝物はパリペリドンです。リスペリドン持効性懸濁注射液（販売名：リスパダール コンスタ[®]筋注用 25mg, 37.5mg, 50mg）から本剤への切替えにあたっては、過量投与にならないよう、用法・用量に注意してください。

以下の本剤の投与方法で、リスパダール コンスタ筋注用投与時の定常状態と同程度の血漿中有効成分濃度が得られることが推定されています。

リスパダール コンスタ筋注用	→	ゼプリオン水懸筋注シリンジ
25mg（2週間に1回）	→	50mg（4週間に1回）
50mg（2週間に1回）	→	100mg（4週間に1回）

- パリペリドン又はリスペリドンでの治療経験がない場合は、まず、一定期間経口パリペリドン又は経口リスペリドンを投与して症状が安定していることを確認した後、これら経口剤を併用せずに本剤の投与を開始してください。

2週間効果が持続するリスパダール コンスタ筋注用は、初回投与3週間後以降より血中濃度が上昇するため、その間、経口抗精神病薬を併用しますが、本剤は、初回投与後速やかに血中濃度が上昇するので、通常、他の抗精神病薬を併用しないでください。

お問合せ先につきましては4頁をご参照ください。

■ ゼプリオン®水懸筋注との因果関係が不明であるが市販直後調査中に報告された死亡症例

2014年4月15日時点で、情報開示の承諾を情報提供者より得られた14例は以下のとおりです。

No	報告事象名 (MedDRA 基本語)	年齢	性別	バリペリドン又はリスペリ ドンの前投与の有無・用量	本剤の 投与量 (開始時)	投与開始 から死亡 までの期 間 (日)	合併症	抗精神病薬の併用
1	死亡	50代	女	リスペリドン持続性注射液・ 50mg	100mg	3	便秘	アリピプラゾール錠 クエチアピンフマル酸塩錠
2	肺塞栓 右室不全 横紋筋融解症 精神症状	50代	男	リスペリドン持続性注射液・ 50mg	150mg	41	高尿酸血症 脂肪肝	オランザピン錠
3	死亡	60代	男	リスペリドン持続性注射液・ 25mg	25mg	14	不明	クエチアピンフマル酸塩錠
4	死亡	50代	男	リスペリドン持続性注射液・ 25mg	75mg	40	C型肝炎 高血圧 肝機能異常	ゾテピン錠
5	急性心筋梗塞	30代	男	リスペリドン内用液・4mg	150mg	4	高尿酸血症 肥満	アリピプラゾール錠 オランザピン錠
6	死亡 動悸 呼吸困難 構語障害	50代	男	無	50mg	13	高血糖 喘息 背部痛	オランザピン錠
7	低体温 ストレス骨折	40代	男	リスペリドン持続性注射液・ 25mg	50mg	42	高尿酸血症	リスペリドン錠
8	死亡	30代	男	無	150mg	14	軽度精神遅滞	ハロペリドールデカン酸エステル注射液 オランザピン錠 プロナセリン錠
9	心筋梗塞	60代	女	リスペリドン持続性注射液・ 50mg	150mg	34	低血圧 不整脈	オランザピン錠 クエチアピンフマル酸塩錠 レボメプロマジンマレイン酸塩錠
10	窒息 嘔吐 脳血管発作	50代	女	無	150mg	19	不眠 不穏 糖尿病	リスペリドン内用液
11	死亡	50代	男	リスペリドン錠・9mg, バリペ リドン徐放錠・12mg (本剤投与 後も継続)	150mg	43	高血圧 肥満 糖尿病 錐体外路症状	バリペリドン徐放錠 リスペリドン錠
12	死亡	40代	男	リスペリドン (剤形は不明)	150mg	77	誤嚥性肺炎	無
13	多臓器不全 肝機能異常	50代	女	無	150mg	107	肺炎 イレウス	無
14	肺炎	70代	男	リスペリドン内用液・2mg (頓 服)	150mg	36	無	リスペリドン内用液 ハロペリドール注射液 ハロペリドール内用液 オランザピン錠

下線：死亡に至った事象

■ 症例概要

【症例 No. 12 死亡】

患者		1日投与量 (実投与回数)	副作用	
性・年齢	使用理由 (合併症)		経過および処置	
男・40代	統合失調症 (誤嚥性肺炎)	150 mg (1回) 100 mg (1回) 50 mg (2回)	投与約1年前	糖尿病の現病歴や既往歴：なし。 この頃より誤嚥性肺炎を繰り返しており、誤嚥性肺炎悪化のため入院していた。身体的な状態は悪かった。 前薬はリスペリドンである。
			投与開始日	誤嚥性肺炎で他院から当院へ転院。 経口剤が飲めないため本剤 150 mg投与開始。
			投与7日後	本剤 100mg 投与。
			投与35日後	本剤 50mg 投与。
			投与36日後頃	血糖値異常発現。検査値不明。20%グルコースを投与。
			投与63日後	本剤 50mg 投与。
				本剤導入後 EPS（錐体外路症候群）の発現なし。
			投与77日後 (発現日)	死亡。死因不明。 剖検：無 心電図：異常なし 腎機能、肝機能、心機能；異常なし 薬物依存：なし
併用薬：バルプロ酸ナトリウム、フルニトラゼパム				

【症例 No. 13 多臓器不全、肝機能異常】

患者		1日投与量 (実投与回数)	副作用	
性・年齢	使用理由 (合併症)		経過および処置	
女・50代	統合失調症 (肺炎、イレウス)	150mg (4回) 100mg (1回)	慢性肝炎の患者ではなかった。	
			日付不明	イレウスのため、他院から当院に転院。肺炎を合併していた。
			投与開始日	本剤 150mg 投与開始。
			投与7日後	本剤 100mg 投与。
			投与35日後	本剤 150mg 投与。
			投与63日後	本剤 150mg 投与。
			日付不明	本剤投与中に、足のむくみ（浮腫）がみられた。
			日付不明	足のむくみは利尿薬で改善。
			投与91日後	本剤 150mg 投与。本剤投与終了。 錐体外路症候群（EPS）は本剤導入後発現しなかった。
			投与100日後	肝機能異常発現。 GOT：1890IU/L GPT：1330IU/L
			投与107日後 (発現日)	入院中に多臓器不全のため、死亡。 腎機能、心機能：異常なし 剖検：無
併用薬：ピペラシリンナトリウム、パンテチン、ランソプラゾール、セフォチアム塩酸塩、漢方製剤				

■ 改訂内容（抜粋）

改訂後	改訂前
用法・用量に関連する使用上の注意 2) 過去にパリペリドン又はリスペリドンでの治療経験がない場合には、まず、<u>一定期間経口パリペリドン又は経口リスペリドン製剤を投与し、治療反応性及び忍容性があることを確認した後、経口パリペリドン又は経口リスペリドン製剤を併用せずに本剤の投与を開始すること。</u>	重要な基本的注意 2) 過去に経口パリペリドン又はリスペリドンでの治療経験がない場合には、まず、経口パリペリドン又は経口リスペリドン製剤を投与し、<u>忍容性があることを確認した後、本剤を投与すること。</u>
用法・用量に関連する使用上の注意 6) 他の持効性注射剤から本剤に切り替える場合は、薬剤の薬物動態を考慮して投与時期、投与量に十分注意し、患者の症状を十分に観察すること。 <u>本剤及びリスペリドンの主活性代謝物はパリペリドンであり、リスペリドン持効性懸濁注射液から本剤への切替えにあたっては、過量投与にならないよう、用法・用量に注意すること。</u> <u>以下の投与方法で、リスペリドン持効性懸濁注射液投与時の定常状態と同程度の血漿中有効成分濃度が得られることが推定されている（「薬物動態」の項参照）。</u> ・ <u>リスペリドン持効性懸濁注射液 25 mgを2週間隔で投与している患者には、最終投与の2週間後から本剤 50 mgを4週間隔で投与する。</u> ・ <u>リスペリドン持効性懸濁注射液 50mgを2週間隔で投与している患者には、最終投与の2週間後から本剤 100mgを4週間隔で投与する。</u>	用法・用量に関連する使用上の注意 5) 他の持効性注射剤から本剤に切り替える場合は、薬剤の薬物動態を考慮して投与時期、投与量に十分注意し、患者の症状を十分に観察すること（「薬物動態」の項参照）。
重要な基本的注意 1) <u>持効性製剤は、精神症状の再発及び再燃の予防を目的とする製剤である。そのため、本剤は、急激な精神興奮等の治療や複数の抗精神病薬の併用を必要とするような不安定な患者には用いないこと。また、一度投与すると直ちに薬物を体外に排除する方法がないため、本剤を投与する場合は、予めその必要性について十分に検討し、副作用の予防、副作用発現時の処置、過量投与等について十分留意すること。〔「用法・用量に関連する使用上の注意」、「副作用」、「過量投与」の項参照〕</u>	重要な基本的注意 1) 本剤は持効性製剤であり、直ちに薬物を体外に排除する方法がないため、本剤を投与する場合は、予めその必要性について十分に検討し、副作用の予防、副作用発現時の処置、過量投与等について十分留意すること。〔「用法・用量に関連する使用上の注意」、「副作用」、「過量投与」の項参照〕

下線部：改訂箇所

【お問合せ先】

ヤンセンファーマ株式会社

メディカルインフォメーションセンター

フリーダイヤル：0120-23-6299

受付時間：9:00～17:40（土・日・祝日・会社休日を除く）

事 務 連 絡

平成26年4月17日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

医薬品の「使用上の注意」の改訂及び安全性速報の配布等について

医薬品の安全対策については、日頃より御尽力いただいているところであります。

今般、別添のとおり、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長あて通知したのでお知らせ
します。



薬食安発 0417 第1号

平成26年4月17日

日本製薬団体連合会
安全性委員会委員長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公 印 省 略)

医薬品の「使用上の注意」の改訂及び安全性速報の配布等について

医薬品の使用上の注意事項については、各種情報、資料を基に評価・検討を行い、整備を図っているところです。

今般、パリペリドンパルミチン酸エステル（販売名：ゼプリオン水懸筋注 25mg シリンジ，同 50mg シリンジ，同 75mg シリンジ，同 100mg シリンジ，同 150mg シリンジ）について、「使用上の注意」の改訂並びに安全性速報及び国民（患者）向け情報の配布が必要と考えますので、速やかに必要な措置を講じるよう関係業者に対して周知徹底方お願い申し上げます。

また、平成16年4月1日付け薬食安発第 0401001 号安全対策課長通知「独立行政法人医薬品医療機器総合機構設立を踏まえた医薬品の添付文書中の「使用上の注意」の改訂及びその情報提供について」（以下「安全対策課長通知」という。）に規定する別紙様式を用いた「使用上の注意」等変更届を平成26年5月16日までに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全第二部を窓口として、同部長あて提出願います。

本通知に基づき改訂を行った添付文書については、安全対策課長通知の趣旨に鑑み、医療用医薬品についての電子化した添付文書の同機構安全第一部安全性情報課への提出等に御協力をお願いします。

なお、本件については、別途、ヤンセンファーマ株式会社あて連絡することとしていますので、念のため申し添えます。

【医薬品名】 パリペリドンパルミチン酸エステル

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔用法・用量に関連する使用上の注意〕の項に

「過去にパリペリドン又はリスペリドンでの治療経験がない場合には、まず、一定期間経口パリペリドン又は経口リスペリドン製剤を投与し、治療反応性及び忍容性があることを確認した後、経口パリペリドン又は経口リスペリドン製剤を併用せずに本剤の投与を開始すること。」

を追記し、他の持効性注射剤から本剤への切替えに関する記載を

「他の持効性注射剤から本剤に切り替える場合は、薬剤の薬物動態を考慮して投与時期、投与量に十分注意し、患者の症状を十分に観察すること。本剤及びリスペリドンの主活性代謝物はパリペリドンであり、リスペリドン持効性懸濁注射液から本剤への切替えにあたっては、過量投与にならないよう、用法・用量に注意すること。」

以下の投与方法で、リスペリドン持効性懸濁注射液投与時の定常状態と同程度の血漿中有効成分濃度が得られることが推定されている（「薬物動態」の項参照）。

- リスペリドン持効性懸濁注射液25mgを2週間隔で投与している患者には、最終投与の2週間後から本剤50mgを4週間隔で投与する。
- リスペリドン持効性懸濁注射液50mgを2週間隔で投与している患者には、最終投与の2週間後から本剤100mgを4週間隔で投与する。

と改め、〔重要な基本的注意〕の項の投与患者に対する注意に関する記載を

「持効性製剤は、精神症状の再発及び再燃の予防を目的とする製剤である。そのため、本剤は、急激な精神興奮等の治療や複数の抗精神病薬の併用を必要とするような不安定な患者には用いないこと。また、一度投与すると直ちに薬物を体外に排除する方法がないため、本剤を投与する場合は、予めその必要性について十分に検討し、副作用の予防、副作用発現時の処置、過量投与等について十分留意すること。〔「用法・用量に関連する使用上の注意」、「副作用」、「過量投与」の項参照〕」

と改める。

(注) 医薬関係者に対して速やかに適正使用情報を提供すること。